

志學館大学図書館資料収集管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、志學館大学図書館規程第5条の規定に基づき、図書、雑誌、視聴覚資料（電磁的記録を含む。）及びその他の資料（以下「資料」という。）の収集管理に関し、必要な事項を定める。

(資料の収集と管理)

第2条 資料の収集は、購入、受贈、編入、移管等によって行う。

2 図書館は、予算、蔵書構成、教育効果及び経済的な効率を考慮し、図書館長（以下「館長」という。）が承認した場合、次の各号に掲げる資料を収集するものとする。

(1) 教職員が推薦した資料

(2) 学生及びその他の利用者が希望した資料

3 前項各号の推薦及び希望は、所定の書面によるものとする。

4 資料のうち図書及び視聴覚資料（以下「図書資料等」という。）は、「志學館学園経理規則」に従って管理することを原則とする。

5 館長は、資料の収集及び管理を統括する。

(購 入)

第3条 資料の購入、検収及び購入に係る証憑書類の整備は、志學館学園経理規則に従って行うものとする。

(受 贈)

第4条 寄贈の申出のあった資料の受贈の可否は、次の各項を基準として、館長が決定する。

2 寄贈の申出のあった資料のうち、次の各号に掲げるものは受入れることができる。

(1) 本学教職員の著作物

(2) 本学、政府及び地方自治体の刊行物

(3) その他、図書館長が教育研究上必要と認めたもの

3 寄贈の申出のあった資料のうち、次の各号に掲げるものは受入れないものとする。

(1) 特定の企業、政治団体、宗教団体等が広告、宣伝を目的として発行したと判断されるもの

(2) 学術的又は資料的価値が低いもの

(3) 既に同一資料が、相当数所蔵されているもの

(4) 汚損又は破損が著しく、補修に要する費用が購入するよりも高額なもの

(5) その他、大学図書館の資料としてふさわしくないと認められるもの

(編 入)

第5条 図書館は、雑誌を合本製本し、編入することができる。

(移 管)

第6条 図書館は、志學館学園内で資料の管理移行の必要が生じたときは、移管の手続きを行うものとする。

(価 格)

第7条 資料のうち図書資料等の価格は、次の各号の定めるところによる。

(1) 購入した図書資料等は、購入価格とする。

- (2) 受贈した図書資料等は、別表のとおりとする。
- (3) 合本製本した図書は、製本費とする。
- (4) 移管された図書資料は、移管元での価格とする。
- (5) 会費を納入して配布を受けた図書資料は、会費額とする。

2 価格が複数の図書資料等に一括して定められている場合は、按分した価格とする。

(原簿への登録等)

第8条 収集した資料のうち、固定資産として登録する「図書は図書原簿」、「視聴覚資料は視聴覚原簿」に登録し、受入登録印を付す。

2 雑誌は、雑誌受入簿に登録し、受入印及び受入番号を付す。

(装 備)

第9条 図書資料等の装備は、「志學館大学図書資料等装備仕様」による。

(整 理)

第10条 図書資料等の整理は、日本十進分類法及び目録法等に基づいて行う。

(蔵書点検)

第11条 館長は、年1回又は必要なときに蔵書点検を行い、記録するものとする。

(除 籍)

第12条 次の各号の一に該当する資料は、除籍する。

- (1) 蔵書点検により所在不明として記録され、引き続き3年以上所在が不明のとき。
- (2) 未返却者に対して督促しても返却されず、返却期限日から4年以上経過したとき。
- (3) 汚損若しくは破損が著しく、補修が不可能なとき又は補修に要する費用が、同一の資料の取得に要する費用より高額であると認められるとき。
- (4) 災害又は事故等により回収不能なとき。
- (5) 重複した資料で、副本措置が不要であると認められるとき。
- (6) 媒体変換により、以前の資料に利用価値がなくなると認められるとき。
- (7) 利用及び管理上、数量更正の必要が生じたとき。
- (8) 研究者が、科学研究費により購入し寄贈した資料で、当該研究者が異動により他の研究機関に所属することとなり、返還願が提出されたとき。
- (9) その他、館長がやむを得ないと認めたとき。

2 前項による除籍は、図書館委員会の議を経て学長が承認し、理事長に報告するものとする。

(除籍した資料の処理)

第13条 前条第2項の除籍の承認を得た資料は、除籍簿に登録し、図書原簿又は視聴覚原簿から抹消し、除籍印を押印する。

2 館長は、除籍した資料を、次の各号により処理するものとする。

- (1) 前条第1項第3号、第5号、第6号及び第9号に該当し除籍した資料は、利用者に放出することができる。
- (2) 前条第1項第8号に該当し除籍した資料は、当該研究者に返還する。
- (3) 前条第1項第1号、第2号、第4号に該当する資料は廃棄する。
- (4) 前条第1項第7号に該当し除籍した雑誌は、合本製本し編入する。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、図書館資料の収集及び管理に関し必要な事項は、図書館委員会の議を経て館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 「志學館大学図書館資料除籍規程」、「志學館大学図書館図書寄贈受入規程」は、廃止する。

別表 (第7条第1項第2号関係)

受贈した図書資料等の価格

形態	区分		価格	
図書	図書	価格表示あり	表示価格	
		価格表示なし	1ページ10円で換算する。	
視聴覚資料	DVD VTR	価格表示あり	表示価格	
		価格表示なし	学術	10,000円
			一般	4,000円
	CD CD-R CD-ROM	価格表示あり	表示価格	
		価格表示なし	1,500円	